

青梅市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

第 7 次青梅市総合長期計画を推進するため、同計画を構成する基本計画の施策分野の体系に照らし、部の名称および事務分掌の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市組織条例の一部を改正する条例

第 1 条中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に、「経済スポーツ部」を「地域経済部」に改める。

第 2 条市民安全部の項第 1 号中「交通安全」を「交通政策」に改め、同項第 5 号中「男女平等参画」を「ジェンダー平等」に改め、同条子ども家庭部の項中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改め、同条経済スポーツ部の項中「経済スポーツ部」を「地域経済部」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) シテイプロモーションに関する事。

第 2 条拠点整備部の項に次の 1 号を加える。

(2) 青梅駅前地区市街地再開発事業に関する事。

第 2 条都市整備部の項第 5 号を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止)

- 2 青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成21年条例第30号）は、廃止する。

(青梅市スポーツ振興審議会条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「青梅市長（以下「市長」という。）」を「青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）」に、「市長」を「委員会」に改める。

(1) 青梅市スポーツ振興審議会条例（昭和59年条例第5号）

(2) 青梅市総合体育館条例（昭和55年条例第48号）

(3) 青梅市体育施設条例（昭和47年条例第38号）

(青梅市スポーツ振興審議会条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、前項の規定による改正前の同項各号に掲げる条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、青梅市長（以下「市長」という。）が行った処分その他の行為で、現に効力を有するものおよび改正前の条例の規定により市長に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれ前項の規定による改正後の同項各号に掲げる条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定により青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が行った処分その他の行為および改正後の条例の相当規定により委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。